

《 手続きの流れ 》

申請者

区

申請

助成金交付申請書と必要書類を提出
 ※ 申請は工事等の実施前に行ってください。
 ※ 申込期限: **令和7年2月14日(金)**まで
 ※ 申請は区役所の窓口又は郵送で受付します。
 ※ 申請の際は事前にご連絡ください。
 (出張所窓口提出は不可)

決定通知受領

工事等の開始

事業完了報告

工事等及び支払終了後、完了報告書と必要書類を提出
 ※ 提出期限: **令和7年3月14日(金)**まで
 ※ 区役所の窓口又は郵送で受付します。
 ※ 完了報告の際は事前にご連絡ください。
 (出張所窓口提出は不可)
 【必要書類】 領収書、請求書等、写真 他

確定通知受領

請求

助成金交付請求書を提出(速やかに!)

申請受付

区役所(九段南1-2-1)5階 環境政策課

審査(10日程度)

助成金交付決定通知

審査の結果(交付の可否や交付予定額)を
書面(郵送)でお知らせします。

受付

審査(10日程度)

現地確認を行う場合があります。

助成金交付額確定通知

助成金の額を確定し、
書面(郵送)でお知らせします。

助成金振込

請求日から振込に1か月程かかります。

注意
事項

- ① 事業内容が助成対象か事前にご相談ください。
- ② 申請後、内容に変更が生じた場合は変更申請が必要になりますので、速やかに区担当までご連絡ください。
- ③ 受付は先着順とし、予算がなくなり次第助成を終了します。
- ④ 助成によって設置された緑化などは、5年間維持管理してください。

令和6年度 ヒートアイランド対策助成制度のご案内

目的

この制度は、千代田区内において行われる都市部のヒートアイランド現象緩和に寄与する事業に助成金を交付することにより、地球温暖化防止・都市景観の向上など、良好な生活環境の保全及び改善を図ることを目的とします。

助成の種類



- 1 屋上等緑化**
屋上やベランダに樹木又は芝、多年草等を植栽した基盤を新たに設置することをいいます。
- 2 壁面緑化**
つる性植物や植栽基盤を、建物壁面等を覆うように植栽することや、壁面に沿って高木を3本以上新たに植栽することをいいます。
※ 高木:成木の高さが3m以上の樹木(植栽時はおおむね2m以上)であること。
- 3 敷地内緑化**
敷地の地上部に樹木又は芝、多年草等を植栽した基盤を新たに設置することをいいます。
- 4 高反射率塗料・熱交換塗料(屋上・壁面)**
屋上・壁面に高反射率塗料又は熱交換塗料を新たに塗布することをいいます。
※高反射率塗料については第三者機関において測定した日射反射率(近赤外線領域)が50%以上であること。なお、使用色での測定値がない場合には、基準色(第三者機関)・使用色(メーカー発行のカタログ等)の日射反射率がともに50%以上であること。
- 5 日射調整フィルム・窓用コーティング材**
窓ガラスに日射調整フィルムや窓用コーティング材の対策を新たに行うことをいいます。
※第三者機関における測定値が、原則、遮蔽係数0.7未満、可視光線透過率65%以上、熱貫流率5.9W/(㎡/K)未満(コーティング材は6.0W/(㎡/K)以下)であること。
- 6 遮熱性塗料・熱交換塗料(舗装面)**
舗装面に遮熱性塗料又は熱交換塗料を新たに塗布することをいいます。
- 7 ドライ型ミスト発生装置**
水を微細な霧状にして噴射し気化熱によって周囲の冷却を行うものをいいます。

お問い合わせ先

千代田区 環境まちづくり部 環境政策課エネルギー対策係
 〒102-8688 千代田区九段南1-2-1 千代田区役所5階
 ☎ 03-5211-4256 ✉ kankyouseisaku@city.chiyoda.lg.jp

助成の対象、条件等

【共通】

- ・区内の建物等であり、工事等の実施前の申請であること。
- ・助成対象者が自ら施工するものでないこと(改修は施工業者が行うこと)。
- ・国や地方公共団体等が行う類似の助成等(総合設計制度の屋上緑化による容積率の割増 など)を受ける予定又はすでに受けていないこと。
- ・当該年度に同一の建物等における本助成制度の助成を受けていないこと。
- ・住民税や固定資産税等を滞納していないこと。

【屋上等緑化・壁面緑化・敷地内緑化】

- ・新築の場合、敷地面積が1,000㎡未満の建物であること。
- ・敷地面積が250㎡以上の建物で、「千代田区緑化推進要綱」で計画書提出の対象となっている建物は要綱に定める基準を超える部分を助成対象とします。
- ・プランターによる緑化の場合、容量100ℓ/基以上のものであること。



【高反射率塗料・日射調整フィルム・窓用コーティング材】

- ・第三者機関の証明書等により性能値を証明できる製品を使用すること。

【ドライ型ミスト発生装置】

- ・公共もしくはそれに準ずる場で不特定多数へ涼を提供するために設置すること。
- ・運用見込期間が概ね年間90日以上であること。(レンタルの場合はイベント等で一時的に設置するものであること。)

助成内容

助成種別		助成金の額(税抜)	上限額
屋上等緑化 敷地内緑化	固定基盤	対象経費の50%又は緑化面積×30,000円/㎡のいずれか低い額	200万円
	プランター	対象経費の50%又は設置基数×15,000円/基のいずれか低い額	50万円
壁面緑化		対象経費の50%又は緑化面積×5,000円/㎡のいずれか低い額	50万円
高反射率塗料・熱交換塗料(屋上・壁面)		対象経費の50%又は塗布面積×2,000円/㎡のいずれか低い額	50万円
日射調整フィルム・窓用コーティング材		対象経費の50%又は貼付面積×4,500円/㎡のいずれか低い額	30万円
遮熱性舗装・熱交換塗料(舗装面)		対象経費の50%	100万円
ドライ型ミスト発生装置(固定式)		対象経費の50%	100万円
ドライ型ミスト発生装置(レンタル)		対象経費の50%	10万円

※助成は2種以上組み合わせることもできます。

※単位(面積等)は、小数点第3位以下を切り捨てとし、千円未満は切り捨てとなります。

在来種植栽による緑化割増

生物多様性の観点から、屋上等緑化、壁面緑化、敷地内緑化において、**区画ごとに植栽に用いる植物全てを『千代田区在来種植栽選定の手引き』に記載のある在来種にした場合(複数種選択も含みます)、当該区画にかかる助成金の額及び上限額を20%割増**します。

申請に必要な書類

下記以外の書類の提出をお願いする場合があります。また申請者が賃借人等の場合には、建物所有者の承諾書が必要になります。

	屋上等緑化 壁面緑化	敷地内 緑化	高反射率塗料・ 熱交換塗料 (屋上・壁面)	フィルム・ コーティング材	遮熱性塗料・ 熱交換塗料 (舗装面)	ドライ型ミスト 発生装置 (固定式・レンタル)
助成金交付申請書 (区様式※1)	○	○	○	○	○	○
確認書(区様式)	○	○	○	○	○	○
前年度(令和5年度)の 納税証明書の写し	○	○	○	○	○	○
見積書の写し (内訳書有)	○	○	○	○	○	○
承諾書(区様式)※2	○	○	○	○	○	○
施工・設置箇所の 平面図や立面図	○	○	○	○	○	○
施工・設置前写真 (カラー)	○	○	○	○	○	○
施工箇所の 面積計算表	○	○	○	○※3	○	
建物形状のわかる 図面(立面図等)・ 写真	○		○			
製品の性能証明書 (第三者機関発行)			○ (高反射率塗料のみ ※4)	○		
製品・設備性能等の パンフレット			○		○	○
実施内容がわかる 事業計画書※5						○

※1 区様式は、区ホームページでダウンロードできます。

※2 申請者が所有者でない又は共同所有の場合にご提出ください。(管理組合の場合、議決書の写し又はこれに代わるもの)

※3 面積計算表に、幅や高さに分かる図面も作成してください。

※4 使用色での第三者機関における日射反射率測定値がない場合、下記2点を ご提出ください。

- ・基準色での第三者機関における性能証明書
 - ・使用色でのカタログ等(メーカー発行)
- 日射反射率測定値が50%以上

※5 実施内容(実施期間、実施時間、実施箇所等)がわかる事業計画書を提出していただきます。

また、固定式については、設置後に実施した1年間の運用状況がわかる報告書を提出していただきます。